

高校生・中学生の皆さんへ

自転車のルールを守りましょう

歩道の通行 ※例外(裏の表)

車道の右側通行

3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



イヤホン装着

傘差し運転

5万円以下の罰金



二人乗り



乗車席違反：5万円以下の罰金

それ、
違反です!

一時停止違反

信号無視

3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

ケータイを
使用(操作)
しながらの運転

5万円以下の罰金



熊本県では、平成27年4月1日「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を定めました。

条例では

- ・歩道は、車道の左側の歩道を通りましょう。
- ・歩道を多数の歩行者が通行している時は、自転車を押して歩きましょう。

等を定めています。

自転車安全 利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
○夜間はライトを点灯○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

熊本県

高額な賠償へ備えましょう!

損害賠償 約5,000万円

夜間、女子高生が携帯電話を操作しながら無灯火で走行し歩行者と衝突。歩行者は負傷。



損害賠償 約9,500万円

小学5年生が坂道で歩行者に衝突。歩行者は寝たきりに。



定期的に自転車の点検整備を!

安全に自転車を利用するために、自転車安全整備店で整備を受けましょう。
(保証期間1年)



TSマーク

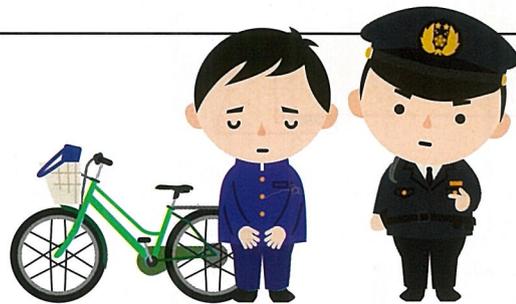
様々な保険があります

- ・自転車損害賠償保険
- ・個人賠償責任保険
- ・PTA賠償責任保険
- ・各種保険の自転車傷害特約等

他にもこんな違反があります

違反の内容	罰則等
安全運転義務違反	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)	
交差点安全進行義務違反	2万円以下の罰金又は科料
自転車横断帯の不通行	
ベルの乱用	5万円以下の罰金
イヤホン等の使用	
ブレーキ不良自転車の運転	
夜間の無灯火運転	
反射機材等の装備されていない自転車運転	
※歩道の通行の例外 ①標識、表示によって通行できるとされているとき ②運転者が13才未満、70才以上、車道通行に支障がある身体障がい者 ③安全確保のためやむを得ないとき	

全部
違反です!



自転車運転者講習制度

一定の交通違反を繰り返した自転車運転者には、講習の受講が義務づけられています

受講対象者 危険行為を3年以内に2回以上繰り返した者 **14才以上**

講習手数料 5,700円 ※受講命令に従わない場合は5万円以下の罰金

熊本県